

学校感染症基準一覧

●学校において特に予防すべき感染症の種類（学校保健安全法施行規則第18条）27年4月改訂

- 第1種 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る）、特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する法律に規定する特定インフルエンザをいう）
- 第2種 インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く）、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、結核、髄膜炎菌性髄膜炎
- 第3種 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の伝染病

※新型インフルエンザ等感染症・指定感染症及び新感染症は、第1種の感染症とみなす。

●出席停止期間の基準 文部科学省「学校において予防すべき感染症の解説」（平成25年3月発行）より

	病名	出席停止期間	備考	病 気 の 特 徴		
				潜伏期間	合併症	
第2種の伝染病	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)	発症した後(発熱の翌日を1日目として)5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあっては3日)を経過するまで	全身状態の改善が必要	1～4日	肺炎	
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで		5～21日	肺炎・中耳炎、脳症	
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで	全身状態の改善が必要	7～8日	肺炎・中耳炎、脳症	
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで		12～25日	髄膜炎・睾丸炎・卵巣炎・膵臓炎	
	風しん	発しんが消失するまで		14～23日	関節炎・脳炎・紫斑病	
	水痘	発しんが痂皮化するまで	四肢末端(手のひら、足の裏)まで痂皮化しなくてよい	10～21日	肺炎・脳炎	
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで	プールは発病後、2週間禁止	2～4日		
	結核	病状により学校医その他の医師において、感染のおそれがないと認めるまで				
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで		1～10日		
第3種の伝染病	コレラ			数時間～5日		
	細菌性赤痢			1～7日		
	腸チフス パラチフス		症状により学校医その他の医師において、伝染のおそれがないと認めるまで	8～14日		
	腸管出血性大腸菌感染症			10時間～6日	溶血性尿毒症症候群・脳症	
	流行性角結膜炎			2～14日		
	急性出血性結膜炎			1～3日		
	その他(札幌市の伝染病)	溶連菌感染症	抗生剤投与1～3日後まで(主要症状が消失するまで)	抗生剤投与が必要	2～5日	腎炎・中耳炎 リウマチ熱
		手足口病	全身状態が悪い期間(全身状態がよければ登校可)		3～6日	まれに髄膜炎
		ヘルパンギーナ	全身状態が悪い期間(全身状態がよければ登校可)		3～6日	脱水症

※同一疾患でも個々の症状により、出席停止期間に違いがある。

※重篤な合併症（脳炎、肺炎等）の予防のため、10日位は過激な運動（登山、水泳等）は避ける。

インフルエンザ様疾病の発生時における臨時休業の措置のめやす。

- 1) 臨時休業（全校） ・ 「欠席率が在籍の10%以上」に達し、同時に「り患率が在籍の60%以上」に達した時。
- 2) 学級・学年閉鎖 ・ 「欠席率が在籍の20%以上」に達した時。